

支 払 基 金
平成 2 5 年 3 月 2 9 日

医薬品マスターの改定について

今般、別表 1 の医薬品については、平成 2 4 年 3 月 5 日付け厚生労働省告示第 7 5 号等に基づき廃止します。

また、当該告示に基づき廃止となる薬価基準収載医薬品の商品名医薬品について、別表 2 のとおり廃止したのでお知らせします。

なお、この公表レコードの適用年月日は、平成 2 5 年 4 月 1 日であることから、平成 2 5 年 3 月診療分請求に係るマスターへ誤って使用することのないようご留意願います。